

外国籍県民かながわ会議（第5期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

	提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ＜過去の状況を含む＞
1	<p>外国籍児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、教師に対する国際理解教育に関する研修の内容を充実させるとともに、全ての教師が各自の学校で研修を受講できるようにする。</p>	<p>・ 県立総合教育センターにおいて実施している全教員を対象とする5年経験者研修の中で、外国につながる児童・生徒に関わる教育についての講座を実施した。また、「日本語指導法研修講座」、「国際教育研修講座」を実施するなど、教員研修の充実に努めている。平成25年度も、同様に外国につながる児童・生徒に関わる教育についての講座や「日本語指導法研修講座」及び「国際教育研修講座」を計画している。</p> <p>また、学識経験者等の講義に加えて、演習や協議等を取り入れるなど、研修講座の充実に努めている。（総合教育センター）</p>
2	<p>外国籍児童・生徒に対する指導を効果的に行うために、国際教室の専門家を育成する具体的な方策を考える検討委員会を発足し、早急な専門家育成を実行する。</p>	<p>・ 平成22年度の帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会では、学校からの事例発表、実践経験が豊富な多文化共生教育コーディネーターによる講演、分科会形式による各校の情報交換及び協議など、より実践的な協議会を実施した。</p> <p>（子ども教育支援課）</p> <p>・ 外国につながる児童・生徒を指導する専門家の育成に係る事業として、県立総合教育センターにおいて、外国籍等で日本語指導を必要とする児童・生徒が直面している課題の解決を図るために、「日本語指導法研修講座」を実施している。また、5年経験者研修講座において受講者全員に、外国につながる児童・生徒に関する教育について理解を深め、今後の教育活動に生かせるように、「外国につながる児童・生徒に関する教育」の講座を実施している。（総合教育センター）</p>

外国籍県民かながわ会議（第5期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

	提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ＜過去の状況を含む＞
3	<p>外国籍児童・生徒への総合的な支援体制を構築するため、学習支援、情報提供、相談、研究、研修、ネットワークの機能を有するサポートの拠点「リソース・センター（仮称）」設置を検討・推進するとともに、この取組に対する人的・財政的支援を求める。</p>	<p>・平成24年度は、NPOとの連携による協働事業「多文化教育コーディネーター派遣事業」及び県単独の「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」により県立高校15校に、多文化教育コーディネーター及び支援者（サポーター）を派遣している。これらの高校での取組みが、現状では「リソース・センター」に代わる役割を果たしていると考えている。</p> <p>さらに、個別支援学習にあたってのノウハウなど、学校が外国籍生徒を受け入れる体制づくりなどの課題について、「在県外国人等特別募集実施校連絡会議」などによって、実施校における情報の共有と連携を広げつつ、支援体制のあり方について検討している。（高校教育企画課）</p> <p>・地球市民かながわプラザの指定管理事業において、平成18年度から日本語、中国語、スペイン語及びタガログ語による外国人教育相談を行うとともに、多言語の生活情報等を利用できる情報フォーラムを設置している。また、平成23年度からは、外国人教育相談事業にポルトガル語を加えた。（国際課）</p>
4	<p>県は、無認可の外国人学校の状況を把握し、支援して、各種学校の認可を受けられるようにし、児童・生徒がのびのびと学べる安定した環境を作るようにする。</p>	<p>・公共性のある教育機関としての条件及び学校運営の安定性・継続性を確保するために、国が「各種学校規程」を定めており、さらに同規程を基本として、「神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準」を定めている。</p> <p>・本県では、平成20年6月に校地・校舎についての自己所有要件を緩和した。また、資金の要件については在学者の適切な就学維持ができるように、他県の例を参考にしながら検討する。（学事振興課）</p>

外国籍県民かながわ会議（第5期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>5 インドシナ難民を条約難民に準じた取り扱いをするものとした政府決定を、市町村に周知徹底し、条約難民と同様にインドシナ難民に対しても「インドシナ難民認定証明書」を発給できるように難民関係の法律を整備することを国に要望する。</p>	<p>・「国への要望」を行った。（国際課）</p>
<p>6 日本語によるコミュニケーションが難しい外国籍県民が、急病や初診でも受診できる環境を整備するため、県内の公立病院から率先して医療通訳スタッフの常駐に努めるとともに、病院スタッフを募集・雇用する際に語学能力に配慮するよう関係機関に働きかける。</p>	<p>・県立病院では、医療通訳については、現在のところ、医療通訳派遣システム等を通じて対応している。（病院事業課）</p> <p>・医療通訳派遣システム事業において、医療通訳体制の充実を検討していく。（医療保険課、保健福祉局総務課、国際課）</p>
<p>7 医療及び福祉人材の不足が深刻化しているので、外国籍県民の看護師及び介護士の養成と雇用のための環境を整備する。</p>	<p>・平成21年度に実施した高齢者福祉施設における外国籍県民の雇用状況調査を活用し、適切な支援策を検討している。</p> <p>・介護現場で働く外国籍県民のスキルアップや資格取得支援のため、研修用副教材（全ての漢字に日本語の読みのみを付した単語集）の作成を行い、ホームページに掲載している。</p> <p>・外国籍県民への就業支援及び職場定着支援モデル事業を行いその有効性を評価・検証している。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>(1) 福祉施設等への就業支援：ホームヘルパー2級養成講座の実施、相談窓口を設置し就職相談を受けるなど</p> <p>(2) 就業後の職場定着支援</p> <p>(3) 施設向け及び外国籍県民向け雇用マニュアルの作成</p> <p>・平成23～24年度 横浜市ほか1市において外国籍県民向け福祉施設就職相談会を開催した。</p> <p>・平成22年度からEPAによる看護師・介護福祉士候補者の日本語学習等支援のため受入機関が負担する経費に対する助成を行っている。また、平成25年度から候補者対象国家試験対策講座を開催する予定。（保健福祉人材課）</p>